

令和6年度 群馬県中学校体育連盟(体操競技)部 競技細則

1.参加条件について		
・大会参加を認める条件 ・大会参加した場合に守る条件 ・大会参加を認めない場合	地域クラブ活動の大会参加条件等について (1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認めている。ただし、団体戦での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。 (2) 都道府県中体連登録について ①地域クラブ活動は、群馬県体操協会に加盟していること。 ②群馬県中体連への登録を行うこと。※登録については県中体連の登録要項に従う。 (3) 全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。 (4) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。 (5) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。 (6) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。	
2.必要な資格について		
・指導者	必要 不必要	なし
・審判	必要 不必要	日本体操協会公認審判資格3種以上
・どこからの大会参加になるか (県大会・地区大会・都市大会)	県大会から	
3.その他		
1 地域クラブ活動の大会参加等について (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。 (2) 地域クラブ活動の選手が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会(関東大会)に進むことができる。 (3) 団体総合において県大会までの地区予選大会の方法については、県大会に学校と地域クラブ活動の出場枠をそれぞれ設ける。別々に地区予選を実施して県大会を行う。 (4) 県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。 (5) 総合体育大会の推薦(シード)校・選手においては、前年度の新人大会の結果により、決定する。		
2 上位大会への上場について ブロック大会(関東大会)、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。 (1) 都道府県にブロック大会(関東大会)団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。1枠の都道府県については優勝団体とする。 (2) ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。		
※ 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。 ※ その他については、日本中体連体操競技部の細則に準拠する。		

※この細則は、スポーツ庁、日本中体連、群馬県中体連および競技団体より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。